

1 地域がん登録とは

対象地域(都道府県単位)の居住者における全てのがんの情報を把握することにより、罹患状況や生存率等の実態を把握して、がん対策の評価等を行う仕組み。

【地域がん登録の法律上の位置づけ】

- 健康増進法第16条(2003年5月施行)
- がん対策基本法第17条2項(2006年6月公布)

※ 全国の地域がん登録実施状況…40道府県1市で実施(平成23年7月現在)

2 地域がん登録の目的

- がん罹患率の計測
- がん患者の受療状況の把握
- がん患者の生存率の計測
- がん予防、医療活動の企画・評価
- 診療活動、疫学研究の支援

3 基本的な進め方

- 都立駒込病院内に地域がん登録室を設置
- 平成24年7月から、地域がん登録業務を開始
- 登録業務開始後、その他の業務*を段階的に拡大
* 死亡小票の収集、遡り調査、生存確認調査

4 実施に向けての課題

- 登録室の準備(※改修工事は23年10月末完了予定)
- 事業実施要領、個人情報要領、作業マニュアル等の策定
- 個人情報に関する手続、人口動態統計の目的外利用の承認
- 医療機関及び区市町村への説明・協力依頼
- 都民への普及啓発

5 平成24年度の登録室運営体制(案)

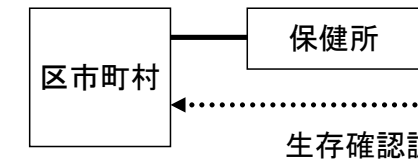
【基幹スタッフ(常勤)】登録室長、登録実務者、事務担当者
【登録スタッフ(非常勤等)】コーディング担当、データ入力担当

6 地域がん登録の仕組み

① 医療機関からの届出(年間約5万~6万件)

- ・院内がん登録実施医療機関
推計届出数 41,000件
- ・その他の協力医療機関
推計届出数 9,000件

② 人口動態統計死亡票の収集(年間約10万件)



* 登録したがん患者について、死亡票で情報を得られていない患者を対象に、区市町村へ住基情報より生死状況を確認する(事業開始数年後より実施)。

スケジュール(案)

	平成23年度												平成24年度									平成25年度以降			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
登録室準備	設計・工事・検査 (駒込病院3号館7階)						契約事務			初度備品、標準DBSの整備						地域がん登録業務開始(届出票収集・登録)									
運営準備	地域がん登録検討会設置		第1回検討会		第2回検討会		第3回検討会		第4回検討会		職員研修			登録スタッフ配置											
	個人情報取扱事務届出(届出、意見聴取)						事務処理要領、作業マニュアル等の策定						サンプルデータによる試行・テスト			地域がん登録運営委員会の設置			報告書作成						
医療機関との調整	がん登録部会(5/6)		がん診療連携協議会(5/25)		医療機関への説明会・協力依頼(拠点、認定病院+その他医療機関)						「届出」実務説明会・研修会						患者情報の届出・入力								
	個人情報に係る規定整備及び承認手続(各協力医療機関)																								
国及び区市町村との調整	区市町村課長会			区市町村課長会			事業開始の周知・都民向け広報協力依頼						死亡小票写の収集・登録・照合												
	「人口動態統計死亡票」の目的外利用申請												「遡り調査」説明会・協力依頼			「遡り調査」の開始			「生存確認調査」説明会・協力依頼			「生存確認調査」の開始			
普及啓発等	普及啓発(医療機関向けチラシ、都民向けリーフレットの作成)																								